

住民基本台帳カードにより外国人住民の本人確認を行う際の留意事項について

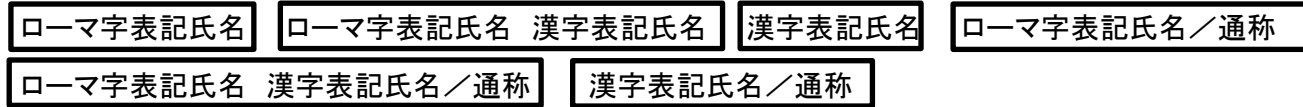
■ 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)が平成24年7月9日に施行され、平成25年7月8日から、外国人住民についても、顔写真付き住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の交付対象となりますので、下記①から③までについて、ご注意ください。

① 住基カードにおける外国人住民の氏名及び通称等について

(1) 氏名及び通称の表記について

外国人住民の住基カードの氏名欄には、基本的にはローマ字表記の氏名が記載されることとなりますが、漢字圏の外国人住民については、下記のとおり、漢字表記の氏名が並記されている場合や、漢字表記の氏名のみが記載されている場合があります。また、住民票に通称(※)が記載されている外国人住民については、必ず、氏名と共に通称が記載されることとなります(【図1】参照)。その場合には、カード券面上の見出しも「氏名/通称」と記載されます。それ以外の場合は、見出しは「氏名」と表記されます。

○ 外国人住民の氏名及び通称の記載方法(次の6パターンのいずれかになります。)



氏名及び通称が、表面に記載できる文字数を超過する場合は、裏面に表面に記載された氏名及び通称の続きから記載されることとなります(【図2】参照)。

(2) 生年月日の表記について

外国人住民の生年月日については、西暦で記載されることとなります(【図1】参照)。

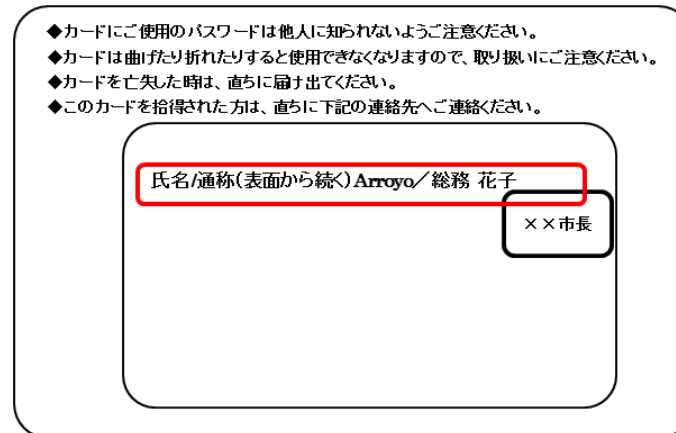
(3) カードの有効期間について

外国人住民の住基カードの有効期間は、当該カードの発行時には在留カード等の在留期間等と一致しますが(永住者及び特別永住者の場合は10年間)、その後在留期間の更新等が行われた場合に、切り替え後の在留カードに記載される在留期間等とは異なる場合があります。

【図1】 住基カード表面



【図2】 住基カード裏面



② 住基カードの券面偽造防止策について

日本人の住基カード(平成21年4月20日以降に交付されたものに限る。)と同様に、住基カードのICチップ内に券面事項確認情報(券面に記載されている顔写真、氏名(住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称)、生年月日、性別、住所と同一の情報)が記録されており、総務省が作成しているサイト(<http://juki-card.com/>)において無料で公開している「券面事項等表示ソフトウェア」を活用いただくことにより券面事項確認情報が確認できることから、券面が改ざんされていないことの確認を行うことができます。

なお、外国人住民の場合は、カード券面の生年月日は西暦表記(8桁)となっているため、照合番号として生年月日を入力する際は、西暦の下2桁から入力することになります(例:生年月日が2013年4月1日の場合、「130401」と入力)。

※1 「券面事項等表示ソフトウェア」を活用するためには、カードリーダ(2～3千円程度)が必要になります。詳細は、サイトで御確認ください。

※2 「券面事項等表示ソフトウェア」については、当該ソフトウェアが第三者によって改ざんされていないことを総務省が証明しております(総務省によりデジタル署名が付されています。)

③ 住基カードの本人確認書類としての活用について

住基カードは、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき、本人確認書類として位置づけられています。しかし、住民から、総務省に対し、住基カードが特定取引等を行う際の本人確認書類として取り扱ってもらえなかったという相談が寄せられることがあります。

総務省としては、住基カードは、平成22年11月以降、市区町村において交付の際に厳格な本人確認を行っており、券面偽造防止策が講じられているものであることから、特定取引等を行う際の信頼のおける本人確認書類として取り扱っていただくようお願いします。

【参考:市区町村における住基カードの本人確認方法について】

・即日交付を行うことができるのは、以下のいずれかの条件を満たした場合のみ。

1 IC運転免許証等に記録された情報(氏名、生年月日、有効期限、顔写真等)と券面事項が一致する場合

2 運転免許証、旅券等の顔写真付き身分証明書に加え、市区町村が適当と認める書類を追加で提示できる場合

・上記の条件を満たさない場合は、住民票に記載されている住所に照会・回答書を送付し、後日、必要な事項を記載した上で持参し、更に市区町村が適当と認める書類を提示する必要がある。

【本件問合せ先】

総務省自治行政局住民制度課 原田 (03-5253-5111)